

令和2年6月17日

都道府県歯科衛生士会
会長各位

(公社)日本歯科衛生士会

COVID-19 拡大防止に対応した会員への研修支援について (ご案内)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、都道府県歯科衛生士会における集合型研修が開催できず、会員に対しての研修活動が実施できない状況が続いています。日本歯科衛生士会では、生涯研修の支援につき検討を行い、令和2年5月19日付文書より、都道府県歯科衛生士会の研修会開催方法について、DH-KEN の活用や都道府県歯科衛生士会独自の Web 開催等につき提案させていただきました (一次対策)。

しかし、都道府県歯科衛生士会が DH-KEN を活用した自己学習型 (A-1、A-2) については、配信料がかかり、30名の定員制を設けるなどの制約があったため、A について更なる見直しを図り、会員を対象に、eラーニングの無料配信 (単位取得可) による自己学習特別支援 (二次対策) を下記のとおり行うこととしましたので、ご案内いたします。

なお、詳細につきましては6月22日を目途に日本歯科衛生士会 HP 上でお知らせいたしますので、ご確認のうえ、貴会会員の皆様へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 二次対策の内容について

一次対策における (A-1) と (A-2) について次の研修支援 (自己学習特別支援) を行います。

- ・日本歯科衛生士会正会員の自己学習による DH-KEN 受講料を無料 (日衛負担) とし、生涯研修単位を取得することができます。
- ・正会員の DH-KEN 受講申込み方法は現行のままですが、正会員から受講料の徴収は行いません。

2. 支援期間

- ・令和2年7月1日から12月31日までの期間に受講申請および修了したものに限定します。

3. 申し込み方法等

- ・受講申し込み等の事務的な流れにつきましては6月25日までに決定し、生涯研修委員会から都道府県歯科衛生士会宛にメール送信いたします。

4. 問い合わせ先

公益社団法人日本歯科衛生士会 研修担当 増田

TEL 03-3209-8020 FAX 03-3209-8023

E-mail kensyu@jdha.or.jp

以上